

株式等の振替に関する業務規程等の一部改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
1. 株式等の振替に関する業務規程の一部改正新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2. 株式等の振替に関する業務規程施行規則の一部改正新旧対照表 (平成 25 年 9 月 1 日施行分)・・・・・・・・・・・・・・・・	6
3. 株式等の振替に関する業務規程施行規則の一部改正新旧対照表 (平成 25 年 12 月 1 日施行分)・・・・・・・・・・・・・・・・	15

株式等の振替に関する業務規程の一部改正について

1. 株式等の振替に関する業務規程（平成20年8月15日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>（機構取扱対象株式等）</p> <p>第6条 機構は、株式等のうち次に掲げるもの（以下「機構取扱対象株式等」という。）であって次条第1項の同意を得たものを株式等振替業において取り扱うものとする。</p> <p>（1）～（5）（略）</p> <p>（6）前号及び次号に掲げる新株予約権付社債以外の新株予約権付社債であって次に掲げるもの（規則で定めるものを除く。）</p> <p>イ 金融商品取引所に上場されていた新株予約権付社債</p> <p>ロ（略）</p> <p>（7）～（11）（略）</p>	<p>（機構取扱対象株式等）</p> <p>第6条 機構は、株式等のうち次に掲げるもの（以下「機構取扱対象株式等」という。）であって次条第1項の同意を得たものを株式等振替業において取り扱うものとする。</p> <p>（1）～（5）（略）</p> <p>（6）前号に掲げる新株予約権付社債以外の新株予約権付社債であって次に掲げるもの（次号に掲げるものを除く。）</p> <p>イ 金融商品取引所に上場されていた新株予約権付社債（<u>その発行者が新株予約権付社債についての期限の利益を喪失している場合を除く。</u>）</p> <p>ロ（略）</p> <p>（7）～（11）（略）</p>
<p>（加入者との契約）</p> <p>第25条 口座管理機関は、前条第1項の規定により加入者の口座を開設する際に、加入者との間で、次に掲げる事項を含む契約を締結しなければならない。</p> <p>（1）～（30）（略）</p> <p>（31）当該加入者は、当該口座管理機関に対し、当該加入者の口座に記載又は記録がされている振替新株予約権付社債について、発行者に対する<u>新株予約権の行使の請求</u>（以下この号及び次号において「<u>新株予約権行使請求</u>」という。）の取次ぎの請求をすることができること。ただし、当該新株予約権行使により交付されるべき振替株式の銘柄（第37条第2項第2号に規定する銘柄をいう。次号において同じ。）に係る株主確定日（第144条に規定する株主確定日をいう。次号及び第111条第3項にお</p>	<p>（加入者との契約）</p> <p>第25条 口座管理機関は、前条第1項の規定により加入者の口座を開設する際に、加入者との間で、次に掲げる事項を含む契約を締結しなければならない。</p> <p>（1）～（30）（略）</p> <p>（31）当該加入者は、当該口座管理機関に対し、当該加入者の口座に記載又は記録がされている振替新株予約権付社債について、発行者に対する<u>新株予約権行使請求</u>の取次ぎの請求をすることができること。ただし、当該新株予約権行使により交付されるべき振替株式の銘柄（第37条第2項第2号に規定する銘柄をいう。次号において同じ。）に係る株主確定日（第144条に規定する株主確定日をいう。次号及び第111条第3項において同じ。）及びその前営業日又は元利払期日は当該新株予約権行使</p>

いて同じ。)及びその前営業日又は元利払
期日は当該新株予約権行使請求の取次ぎ
の請求を行うことができないこと。

(32) ～ (42) (略)

(取得の対価が振替株式である場合における取得
条項付株式又は全部取得条項付種類株式である振
替株式の全部取得)

第 80 条 (略)

2～22 (略)

23 前各項、次条及び第 82 条の規定は、取得条
項付株式又は全部取得条項付種類株式である振
替株式の発行者が当該振替株式の全部を取得し
ようとする場合であって、当該振替株式を取得
するのと引換えに当該株主に対して振替新株予
約権又は振替新株予約権付社債を交付する場合
(規則で定める場合を除く。)について、第 5 項
から第 22 項までの規定は、合併により消滅する
会社又は株式交換若しくは株式移転をする会社
(以下この条において「消滅会社等」という。)
の株式が振替株式である場合において、存続会
社等 (吸収合併存続会社又は株式交換完全親会
社をいう。)又は新設会社等 (新設合併設立会社
又は株式移転設立完全親会社をいう。)が吸収合
併等 (吸収合併又は株式交換をいう。)又は新設
合併等 (新設合併又は株式移転をいう。)に際し
て消滅会社等の株主に対してその振替株式に代
わる振替新株予約権又は振替新株予約権付社債
を交付しようとする場合について準用する。こ
の場合において、第 262 条において読み替えて
準用する第 51 条の規定は、適用しない。

(合併、株式交換又は株式移転により他の銘柄の
振替株式が交付される場合に関する記載又は記録
手続)

第 94 条 (略)

2～12 (略)

13 第 1 項から第 4 項まで、次条、第 97 条及び
第 98 条の規定は、消滅会社等の株式が振替株

請求の取次ぎの請求を行うことができな
いこと。

(32) ～ (42) (略)

(取得の対価が振替株式である場合における取得
条項付株式又は全部取得条項付種類株式である振
替株式の全部取得)

第 80 条 (略)

2～22 (略)

23 前各項、次条及び第 82 条の規定は、取得条
項付株式又は全部取得条項付種類株式である振
替株式の発行者が当該振替株式の全部を取得し
ようとする場合であって、当該振替株式を取得
するのと引換えに当該株主に対して振替新株予
約権又は振替新株予約権付社債を交付する場合
(規則で定める場合を除く。)について準用す
る。この場合において、第 180 条、第 182 条 (第
263 条において読み替えて準用する場合を
含む。)及び第 262 条において読み替えて準用す
る第 51 条の規定は、適用しない。

(合併、株式交換又は株式移転により他の銘柄の
振替株式が交付される場合に関する記載又は記録
手続)

第 94 条 (略)

2～12 (略)

13 前各項、次条、第 97 条及び第 98 条の規定は、
消滅会社等の株式が振替株式である場合におい

式である場合において、存続会社等が吸収合併等に際して消滅会社等の株主に対してその振替株式に代わる振替新株予約権又は振替新株予約権付社債を交付しようとする場合について準用する。この場合において、第 262 条において読み替えて準用する第 51 条の規定は、適用しない。

第 19 節の 2 償還すべき社債の金額について減額を行う場合の手續

(裁判所の認可に係る通知)

第 260 条の 2 振替新株予約権付社債に係る償還すべき社債の金額について減額を行う旨の社債権者集会の決議について、裁判所の認可（株式会社地域経済活性化支援機構法（平成 21 年法律第 63 号）第 34 条の 3 に規定する判断に基づく会社法第 734 条第 1 項に規定する認可をいう。）を受けた場合には、当該振替新株予約権付社債の発行代理人又は支払代理人は、機構に対し、機構が定めるところにより、速やかに規則で定める事項を通知しなければならない。

2 第 178 条第 2 項の規定は、前項の通知があった場合について準用する。

(振替新株予約権付社債の内容の提供)

第 261 条 (略)

2 機構は、規則で定める場合には、振替新株予約権付社債の銘柄の内容について、前項各号に定める事項と一体のものとして、規則で定める方法により、加入者が規則で定める事項を知ることができるようにする措置を執る。

(振替新株予約権に係る新株予約権行使請求の取次ぎ)

第 265 条 振替機関等は、その加入者から特定の銘柄の振替新株予約権（当該加入者のために当

て、存続会社等が吸収合併等に際して消滅会社等の株主に対してその振替株式に代わる振替新株予約権又は振替新株予約権付社債を交付しようとする場合について準用する。この場合において、第 180 条、第 182 条（第 263 条において読み替えて準用する場合を含む。）及び第 262 条において読み替えて準用する第 51 条の規定は、適用しない。

(新設)

(新設)

(振替新株予約権付社債の内容の提供)

第 261 条 (略)

(新設)

(振替新株予約権に係る新株予約権行使請求の取次ぎ)

第 265 条 振替機関等は、その加入者から特定の銘柄の振替新株予約権（当該加入者のために当

該振替機関等が開設した口座に記載又は記録がされているものであって特別口座に記載又は記録がされたものを除く。)の新株予約権の行使の請求(以下この節及び次節において「新株予約権行使請求」という。)の取次ぎの請求を受けた場合には、次項から第8項までの規定により、当該振替新株予約権の発行者に当該新株予約権行使請求を取り次がなければならない。

2～9 (略)

(新株予約権無償割当てにより割り当てた新株予約権に係る新株予約権行使請求の取次状況の公表)

第270条の2 機構は、振替株式の発行者からの請求に基づき、当該発行者が当該振替株式の株主に対する新株予約権無償割当てをした新株予約権(当該新株予約権が振替新株予約権である場合に限る。)について、当該新株予約権の行使期間開始日の翌営業日から行使期間終了日の翌営業日までの毎営業日において、規則で定めるところにより、当該営業日の前営業日に機構が当該発行者に取り次いだ当該新株予約権の新株予約権行使請求に係る新株予約権の数その他の規則で定める事項の公表をする。

附則

(新株予約権付社債の特例)

第8条 特例新株予約権付社債(法附則第50条に規定する特例新株予約権付社債及び法附則第51条に規定する特例転換社債のうち規程第6条第5号から第7号までに掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。)のうち機構が法第13条第1項に基づき特例新株予約権付社債の発行者の同意を得たものであって、振替受入簿に記録がされたものについては、振替新株予約権付社債とみなして、この規程の規定(第178条から第181条及び第261条第1項を除く。)を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同

該振替機関等が開設した口座に記載又は記録がされているものであって特別口座に記載又は記録がされたものを除く。)の新株予約権の行使の請求(以下この節において「新株予約権行使請求」という。)の取次ぎの請求を受けた場合には、次項から第8項までの規定により、当該振替新株予約権の発行者に当該新株予約権行使請求を取り次がなければならない。

2～9 (略)

(新設)

附則

(新株予約権付社債の特例)

第8条 特例新株予約権付社債(法附則第50条に規定する特例新株予約権付社債及び法附則第51条に規定する特例転換社債のうち規程第6条第5号から第7号までに掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。)のうち機構が法第13条第1項に基づき特例新株予約権付社債の発行者の同意を得たものであって、振替受入簿に記録がされたものについては、振替新株予約権付社債とみなして、この規程の規定(第178条から第181条及び第261条を除く。)を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄

表右欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(略)

に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(略)

2. 附則

この改正規定は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。

以 上

株式等の振替に関する業務規程施行規則の一部改正について

1. 株式等の振替に関する業務規程施行規則（平成20年8月15日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>（非上場新株予約権等の要件）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2～5 （略）</p> <p><u>6 規程第6条第6号に規定する規則で定めるものとは、期限の利益を喪失している新株予約権付社債（株式会社地域経済活性化支援機構（株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号）第1条に規定する株式会社地域経済活性化支援機構をいう。以下「地域経済活性化支援機構」という。）の支援により事業の再生が見込まれる発行者のうち、法律の規定に基づく破産手続、会社更生手続又は民事再生手続を必要としない発行者が発行する新株予約権付社債を除く。）とする。</u></p> <p><u>7</u> （略）</p>	<p>（非上場新株予約権等の要件）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2～5 （略）</p> <p>（新設）</p> <p><u>6</u> （略）</p>
<p>（全部情報の提供に係る請求の方法）</p> <p>第214条 （略）</p> <p><u>2 規程第157条第1項の通知において、同条第2項の規定に基づき全部情報の提供を請求する場合には、第34条第1項第4号ニに掲げる方法により行わなければならない。</u></p> <p><u>3 規程第157条第1項第2号に規定する規則で定める事項は、対象加入者の株主等照会コード（請求の対象とする期間が、機構が発行者から請求を受け付けた日の前日から起算して6か月前の日から請求を受け付けた日の前日までの間の範囲を指定するものについては、直前の総株主通知における通知株主等又は直前の総株主通知後の個別株主通知における申出株主に係るものに限る。）とする。</u></p> <p><u>4</u> （略）</p> <p>（発行者に対する振替口座簿記録事項全部情報の</p>	<p>（全部情報の提供に係る請求の方法）</p> <p>第214条 （略）</p> <p>（新設）</p> <p><u>2 規程第157条第1項第2号に規定する規則で定める事項は、対象加入者の株主等照会コード（直前の総株主通知における通知株主等又は直前の総株主通知後の個別株主通知における申出株主に係るものに限る。第220条第2項において同じ。）とする。</u></p> <p><u>3</u> （略）</p> <p>（発行者に対する振替口座簿記録事項全部情報の</p>

<p>通知の取扱い)</p> <p>第 219 条 規程第 157 条第 13 項の通知は、第 214 条第 4 項第 2 号の受領の方法により行う。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(部分情報の提供に係る請求の方法)</p> <p>第 220 条 (略)</p> <p>2 規程第 158 条第 1 項第 2 号に規定する規則で定める事項は、対象加入者の株主等照会コード <u>(直前の総株主通知における通知株主等又は直前の総株主通知後の個別株主通知における申出株主に係るものに限る。)</u> とする。</p> <p>3 規程 158 条第 1 項第 4 号に規定する規則で定める事項は、第 214 条第 4 項第 1 号に掲げる事項とする。</p>	<p>通知の取扱い)</p> <p>第 219 条 規程第 157 条第 13 項の通知は、第 214 条第 3 項第 2 号の受領の方法により行う。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(部分情報の提供に係る請求の方法)</p> <p>第 220 条 (略)</p> <p>2 規程第 158 条第 1 項第 2 号に規定する規則で定める事項は、対象加入者の株主等照会コードとする。</p> <p>3 規程 158 条第 1 項第 4 号に規定する規則で定める事項は、第 214 条第 3 項第 1 号に掲げる事項とする。</p>
<p><u>第 17 節の 2 償還すべき社債の金額について減額を行う場合の手続</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(裁判所の認可に係る通知事項)</u></p> <p><u>第 337 条の 2 規程第 260 条の 2 第 1 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p><u>(1) 新株予約権付社債の銘柄コード</u></p> <p><u>(2) 減額後の償還すべき社債の金額</u></p> <p><u>(3) その他機構が定める事項</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(振替新株予約権付社債の内容の提供)</p> <p>第 338 条 規程第 261 条第 1 項及び第 2 項に規定する規則で定める方法は、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用し、機構の使用に係る電子計算機に備えられた情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供する方法によるものとする。</p> <p>2 規程第 261 条第 1 項第 2 号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>3 規程第 261 条第 2 項に規定する規則で定める場合は、機構が、振替新株予約権付社債の発行</u></p>	<p>(振替新株予約権付社債の内容の提供)</p> <p>第 338 条 規程第 261 条に規定する規則で定める方法は、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用し、機構の使用に係る電子計算機に備えられた情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供する方法によるものとする。</p> <p>2 規程第 261 条第 2 号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p>

者から償還すべき社債の金額について減額を行うことについて別表 1 に掲げる通知を受け、かつ、当該振替新株予約権付社債の発行代理人又は支払代理人から規程第 260 条の 2 第 1 項に定める通知を受けた場合とする。

4 規程第 261 条第 2 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(新設)

(1) 新株予約権付社債の銘柄コード

(2) 償還すべき社債の金額について減額を行う旨

(3) 減額後の償還すべき社債の金額

(4) その他機構が定める事項

(振替新株予約権の新株予約権行使請求に係る取次状況の公表)

(新設)

第 350 条の 2 規程第 270 条の 2 の公表は、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用し、機構の使用に係る電子計算機に備えられた情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供する方法によるものとする。

2 規程第 270 条の 2 に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 新株予約権行使請求に係る新株予約権の銘柄

(2) 新株予約権行使請求に係る新株予約権の銘柄コード

(3) 新株予約権行使請求に係る新株予約権の行使期間

(4) 新株予約権行使請求に係る新株予約権の数

(5) その他機構が定める事項

(全部情報の提供に係る請求の方法)

第 357 条の 75 (略)

(全部情報の提供に係る請求の方法)

第 357 条の 75 (略)

2 規程第 285 条の 64 第 1 項の通知において、同条第 2 項の規定に基づき全部情報の提供を請求する場合には、第 34 条第 1 項第 4 号ニに掲げる方法により行わなければならない。

(新設)

3 規程第 285 条の 64 第 1 項第 2 号に規定する規

2 規程第 285 条の 64 第 1 項第 2 号に規定する規

則で定める事項は、対象加入者の株主等照会コード（請求の対象とする期間が、機構が発行者から請求を受け付けた日の前日から起算して6か月前の日から請求を受け付けた日の前日までの間の範囲を指定するものについては、直前の総受益者通知における通知受益者に係るものに限る。）とする。

4 (略)

(発行者に対する振替口座簿記録事項全部情報の通知の取扱い)

第 357 条の 80 規程第 285 条の 64 第 13 項の通知は、第 357 条の 75 第 4 項第 2 号の受領の方法により行う。

2・3 (略)

(部分情報の提供に係る請求の方法)

第 357 条の 81 (略)

2 規程第 285 条の 65 第 1 項第 2 号に規定する規則で定める事項は、対象加入者の株主等照会コード（直前の総受益者通知における通知受益者に係るものに限る。）とする。

3 規程 285 条の 65 第 1 項第 4 号に規定する規則で定める事項は、第 357 条の 75 第 4 項第 1 号に掲げる事項とする。

別表 1

1. (略)

2. 新株予約権付社債の発行者の場合

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期
(1)～(22) (略)	(略)	(略)
(23) 償還すべき社債の金額について減額を行う場合	振替新株予約権付社債を發行する会社	償還すべき社債の金額について減額を行う旨の社債権者集会の決議

則で定める事項は、対象加入者の株主等照会コード（直前の総受益者通知における通知受益者に係るものに限る。第 357 の 81 条第 2 項において同じ。）とする。

3 (略)

(発行者に対する振替口座簿記録事項全部情報の通知の取扱い)

第 357 条の 80 規程第 285 条の 64 第 13 項の通知は、第 357 条の 75 第 3 項第 2 号の受領の方法により行う。

2・3 (略)

(部分情報の提供に係る請求の方法)

第 357 条の 81 (略)

2 規程第 285 条の 65 第 1 項第 2 号に規定する規則で定める事項は、対象加入者の株主等照会コードとする。

3 規程 285 条の 65 第 1 項第 4 号に規定する規則で定める事項は、第 357 条の 75 第 3 項第 1 号に掲げる事項とする。

別表 1

1. (略)

2. 新株予約権付社債の発行者の場合

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期
(1)～(22) (略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)

		<u>に係る裁判所の認可を受けた後速やかに</u>
<u>(24) 地域経済活性化支援機構に対する再生支援の申込みを行った場合</u>	<u>振替新株予約権付社債を発行する会社</u>	<u>地域経済活性化支援機構に対する再生支援の申込み後速やかに</u>
<u>(25) 地域経済活性化支援機構から再生支援の決定を得られなかった場合</u>	<u>振替新株予約権付社債を発行する会社</u>	<u>地域経済活性化支援機構から再生支援の決定を得られないことが確定した後速やかに</u>
<u>(26) 地域経済活性化支援機構による再生支援の決定が撤回された場合</u>	<u>振替新株予約権付社債を発行する会社</u>	<u>地域経済活性化支援機構による再生支援の決定が撤回された後速やかに</u>
<u>(27) 地域経済活性化支援機構による再生支援中に、法的整理手続きが開始された場合</u>	<u>振替新株予約権付社債を発行する会社</u>	<u>法的整理手続きの開始後速やかに</u>
<u>(28) (略)</u>	<u>(略)</u>	<u>(略)</u>
<u>(29) (1)</u>	<u>(1) から</u>	<u>(略)</u>

(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
<u>(23) (略)</u>	<u>(略)</u>	<u>(略)</u>
<u>(24) (1)</u>	<u>(1) から</u>	<u>(略)</u>

から (28) までの事由に基づき届け出た内容について変更が生じた場合	(28) までのそれぞれの届出をすべき会社	
(30) (略)	(略)	(略)

3. ～ 7. (略)

(注) (略)

別表 3

1 統合Web端末

(1) (略)

(2) 出力

① 機構加入者への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)			
銘柄情報通知 (C B)	(略)	規程第178条第2項、同第179条第2項及び第260条の2第2項	(略)
(略)			

② (略)

③ 発行・支払代理人への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)			
銘柄情報通知 (C B)	午前 7 時から 午後 8 時まで	規程第178条第2項、同第179条第2項	ニ

から (23) までの事由に基づき届け出た内容について変更が生じた場合	(23) のそれぞれの届出をすべき会社	
(25) (略)	(略)	(略)

3. ～ 7. (略)

(注) (略)

別表 3

1 統合Web端末

(1) (略)

(2) 出力

① 機構加入者への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)			
銘柄情報通知 (C B)	(略)	規程第178条第2項及び同第179条第2項	(略)
(略)			

② (略)

③ 発行・支払代理人への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)			
(新設)			

		及び第260 条の2第 2項	
--	--	----------------------	--

④～⑦ (略)

2 ファイル伝送

(1) 入力

①・② (略)

③ 発行・支払代理人からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)			
銘柄情報通知 (C B)	(略)	規程第178条第1項、同第179条第1項及び同第260条の2第1項	(略)

(2) 出力

① 機構加入者への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)			
銘柄情報通知 (C B)	(略)	規程第178条第2項、同第179条第2項及び同第260条の2第2項	(略)

② 発行者 (株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は受益者名簿管理人が選任されているときは株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出

--	--	--	--

④～⑦ (略)

2 ファイル伝送

(1) 入力

①・② (略)

③ 発行・支払代理人からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)			
銘柄情報通知 (C B)	(略)	規程第178条第1項、同第179条第1項	(略)

(2) 出力

① 機構加入者への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)			
銘柄情報通知 (C B)	(略)	規程第178条第2項、同第179条第2項	(略)

② 発行者 (株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は受益者名簿管理人が選任されているときは株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出

資者名簿管理人又は受益者名簿管理人)への出力

データの種別	データの授受の時間	規程又は規則	備考
(略)			
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)

③ 発行・支払代理人への出力

データの種別	データの授受の時間	規程又は規則	備考
銘柄情報登録受付通知 (C B)	(略)	ニ	受付完了又は受付不能の通知
(略)			
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)

3～4 (略)

5 Target 保振サイト接続

(1) 入力

① 発行者からの入力

データの種別	データの授受の時間	規程又は規則	備考
(略)			
振替口座簿情報提供請求	午前 0 時から 午後 12 時まで	規程第 157 条第 1 項 (同第 6 章及び第 7 章において読み	ニ

資者名簿管理人又は受益者名簿管理人)への出力

データの種別	データの授受の時間	規程又は規則	備考
(略)			
銘柄情報通知 (C B)	午前 3 時から 午後 8 時まで	規程第 178 条第 2 項、同第 179 条第 2 項	ニ

③ 発行・支払代理人への出力

データの種別	データの授受の時間	規程又は規則	備考
銘柄情報通知 (C B)	(略)	規程第 178 条第 2 項、同第 179 条第 2 項	ニ
(略)			
銘柄情報 (C B)	午前 3 時から 午後 8 時まで	規程第 178 条第 2 項、同第 179 条第 2 項	ニ

3～4 (略)

5 Target 保振サイト接続

(1) 入力

① 発行者からの入力

データの種別	データの授受の時間	規程又は規則	備考
(略)			
(新設)			

		替えて準 用する場 合を含 む。)、同第 285条の64 第1項		
②～⑥	(略)			②～⑥ (略)
(2)	(略)			(2) (略)
6	インターネット接続			6 インターネット接続
(1)	入力			(1) 入力
	○ 発行・支払代理人による入力			○ 発行・支払代理人による入力
データの 種別	データ 授受の 時間	規程又は 規則	備考	データの 種別
銘柄情報 (CB)	(略)	規程第178 条第1項、 同第179条 第1項及 び第260条 の2第1 項	(略)	銘柄情報 (CB)
(注)	(略)			(注) (略)

2. 附則

この改正規定は、平成25年9月1日から施行する。

以 上

株式等の振替に関する業務規程施行規則の一部改正について

1. 株式等の振替に関する業務規程施行規則（平成20年8月15日通知）

（下線部分変更）

新				旧			
<p>（機構からの通知方法等）</p> <p>第34条 規程第34条第1項に規定する規則で定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>（1）～（4） （略）</p> <p>（5）規程第34条第1項第5号の請求、通知、報告、申請、届出又は資料の提出 次に掲げる方法</p> <p>イ～ハ （略）</p> <p style="text-align: center;">（削る）</p> <p style="text-align: center;">三 Target 保振サイト接続</p> <p>（6） （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>別表3</p> <p>1～4 （略）</p> <p>5 Target 保振サイト接続</p> <p>（1）入力</p> <p>①～③ （略）</p> <p>④ 発行・支払代理人からの入力</p>				<p>（機構からの通知方法等）</p> <p>第34条 規程第34条第1項に規定する規則で定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>（1）～（4） （略）</p> <p>（5）規程第34条第1項第5号の請求、通知、報告、申請、届出又は資料の提出 次に掲げる方法</p> <p>イ～ハ （略）</p> <p style="text-align: center;">三 <u>インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用し、機構の使用に係る電子計算機に備えられた情報の内容を電気通信回線を通じて通知をする方法（以下「インターネット接続」という。）に係る端末装置への入力</u></p> <p style="text-align: center;">ホ Target 保振サイト接続</p> <p>（6） （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>別表3</p> <p>1～4 （略）</p> <p>5 Target 保振サイト接続</p> <p>（1）入力</p> <p>①～③ （略）</p> <p>④ 発行・支払代理人からの入力</p>			
データの種別	データの授受の時間	規程又は規則	備考	データの種別	データの授受の時間	規程又は規則	備考
（略）				（略）			
銘柄情報 （CB）	午前3時から 午前12時30分 まで	規程第178条第1項、同 第179条 第1項及	-	（新設）			

		び第 260 条の 2 第 1 項	
--	--	-------------------------	--

(削る)

(注) (略)

--

6 インターネット接続

(1) 入力

○ 発行・支払代理人による入力

データの種別	データの授受の時間	規程又は規則	備考
銘柄情報 (CB)	午前 3 時から 午前 12 時 30 分 まで	規程第 178 条第 1 項、同 第 179 条 第 1 項及 び第 260 条の 2 第 1 項	代理人専 用 Web

(注) (略)

2. 附則

この改正規定は、平成 25 年 12 月 1 日から施行する。

以 上